ホットな情報をお伝えします

総福研 fax news 210224

トピックス

社会福祉連携推進法人の会計基準等を検討

～第2回社会福祉法人会計基準等検討会が開催されました～

◆厚生労働省は、(1)社会福祉連携推進法人会計基準策定に関する基本的な方針、(2)他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用の考え方、を議題として２月15日に第２回の社会福祉法人会計基準等検討会を開催しました。

新たに創設される「社会福祉連携推進法人」の会計基準に関する基本的な事項としては、①会計基準をどのように作成するか、②会計基準の構成をどのように定めるか、③会計単位をどのように定めるか、④計算書類等の種類をどのように定めるか、の４点が論点となりました。

社会福祉連携推進法人は一般社団法人でもあるため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一社法」と言います。）」の会計に関する規定が適用されますが、一社法第123条第２項では、計算書類として「貸借対照表」と「損益計算書」が規定されています。

社会福祉連携推進法人の会員の過半は社会福祉法人であることから、計算書類の様式や勘定区分等についてできるだけ社会福祉法人会計に近いこと、また社会福祉法人における資金収支計算書の重要性に鑑みて資金収支計算書も作成すること等の意見が出ました。

また現行の社会福祉法人会計基準について、公益法人や学校法人など、他の法人形態で適用等されている会計処理等を適用するか否かの議論については、９つの論点が挙げられました（参考資料の図表１参照）。

過去の会計書類の誤謬についての対応や消費税の取扱い、また固定資産の減損や資産除去債務の会計処理等について、活発な議論がなされましたが、概ね現行の取り扱いを基本としつつ、取り扱いがあいまいとなっている部分について、通知やＱ＆Ａなどで明確にしていく方向で検討されました。（事務局）

理事会等の開催に関する事務連絡

～本年度もコロナ流行下の取扱いが発出されました～

◆新型コロナウイルス感染症の流行下における社会福祉法人の運営に関する取扱いについては、厚生労働省社会･援護局福祉基盤課から、令和２年３月９日、同年４月14日及び同年６月５日に事務連絡が発出されてきたところですが、令和２年度末からの取扱いに関して、本年２月12日に「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その４）」が発出されました。

内容としては上記の一連の事務連絡とほぼ同様で、①理事会は対面で行うこととされているが、対面とは「テレビ会議等（各理事の音声が即時に他の理事に伝わり適時的確な意見表明ができるもの）」でもよいこと、②定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは決議の省略ができること、③評議員会についても理事会に準じて取り扱えること（評議員会では決議の省略の定款の定めは不要）、④定期的に理事会に報告をしなければならない「理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告」については、当該報告の時期の取扱いについて、所轄庁は柔軟に対応すること、⑤法令の規定に従い、法人に備え置いて閲覧の用に供し又は所轄庁あて届出を行わなければならない書類等について、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第できる限り速やかに履行すること、等となっています。ただし昨年６月５日付の事務連絡のうち、資産の総額の変更登記の取扱いについては、法務局の判断に委ねられる部分であり、まだ含まれていません。

なおこの事務連絡は、緊急事態宣言の対象となる都府県のみならず、全国に適用されます。（事務局）

コロナ禍下での人材確保

～WAMが保育所及び認定こども園について調査～

◆独立行政法人福祉医療機構（ＷＡＭ）が保育所及び認定こども園の2019年度決算の経営分析参考指標の概要を公表したことは既にお知らせました（fax news 210126）が、その解説と言えるリサーチレポートが公表されていますので、お知らせします。

◎ https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/210210_No007.pdf

◆またこれとは別に、「2020年度 保育所および認定こども園の人材確保に関する調査について－第一弾（コロナ禍の人材確保、長期的な人材確保の取組等）－」と題したリサーチレポートが２月17日に公表されたのでご紹介します。

この調査は、ＷＡＭが貸付先である全国の保育所及び認定こども園を対象に、2020年12月４日から同12月28日までの期間で実施した「保育人材」に関するアンケート調査です。

新型コロナウイルス感染症の人材確保への影響については、「合同説明会や就職セミナー等の機会が減った」が38.8%、「園内の見学を全部または一部制限」が36.7%、「説明会が従来の形式で行えなくなった」が28.3%と、従来どおりの採用方法が実施できなかった保育所等が一定数みられました（参考資料の図表２）。

採用方法の工夫例としては「少人数･個別での説明･面接を実施」が42.7%、「密にならないよう説明会の参加者･定員を減少」が20.4%、「紹介会社･派遣会社を利用」が14.3%となっています。

コロナ禍が収束してもweb等による採用活動はますます重要になると思われますが、一方向的な情報発信だけでなく、双方向的なコミュニケーションの確保が重要であると分析しています。（事務局）

◎ https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/210217_No008.pdf

お知らせ

◆昨年新型コロナウィルスの影響により中止となりました春季定期研修会について、本年の開催日程が決定致しました。４月９日(金）に東京会場にて、オンライン併用による開催を予定しております。テーマやご参加方法等詳細に関しましては、別途会員メール等でお知らせさせていただきます。是非ご予定を確認の上、ご参加の程お願い申し上げます。

◆ FAX NEWS（PowerPointにて制作）は下記URL総福研ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆

一般財団法人 総合福祉研究会

本部事務局
ＴＥＬ：03-5961-6061
ＦＡＸ：03-3915-2661

〒170-0004
東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階
E-Mail info@sofukuken.gr.jp
ＵＲＬ http://www.sofukuken.gr.jp/

◆図表1　他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用の考え方（案）

○　平成23年の新社会福祉法人会計基準導入以降、他の会計基準で議論が進んでいるものの取扱いが明確になっていない以下の事項について社会福祉法人会計基準の取扱いを明確にしてはどうか。

○　本検討会で方向性が定まったものについては、方向性に沿った対応を行ってはどうか。
（なお、パブリックコメントが必要な通知の改正については、次回の検討会に改正案を提示する。）

1　会計方針に関する事項
（1）会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理について
（2）消費税等の会計処理について

2　貸借対照表に関する事項
（1）満期保有目的の債券の保有目的の変更について
（2）固定資産の減損に関する会計処理について
（3）資産除去債務に関する会計処理について
（4）退職給付会計における原則的な会計処理について

3　事業活動計算書に関する事項
（1）工事契約に関する収益の会計処理について

4　計算書類の注記に関する事項
（1）金融商品の状況に関する注記について
（2）賃貸等不動産の時価等の注記について

資料：2021.02.15厚生労働省「第2回社会福祉法人会計基準等検討会 資料2」から

◆図表2　新型コロナウイルス感染症の人材確保への影響と採用方法の工夫

○コロナの人材確保への影響（複数回答）

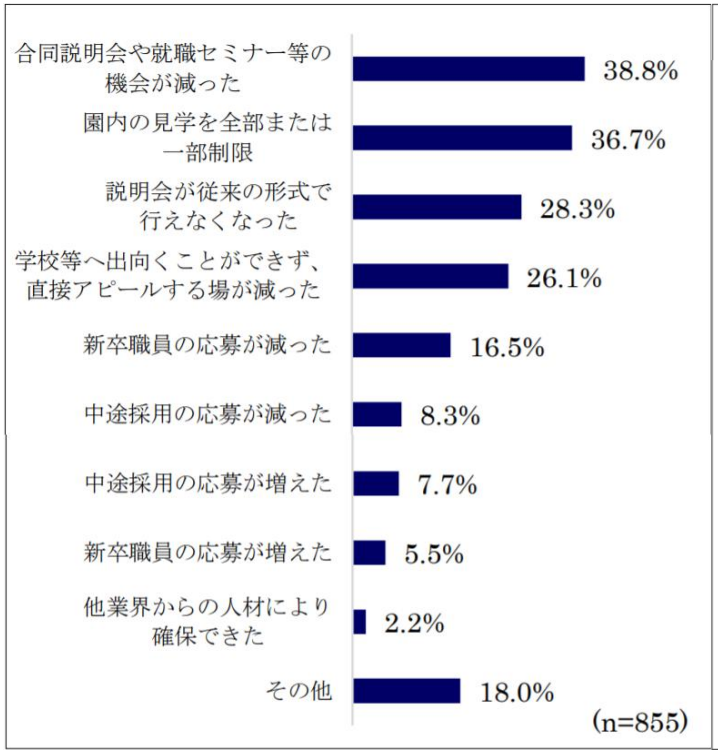

○コロナ禍での採用方法の工夫（複数回答）

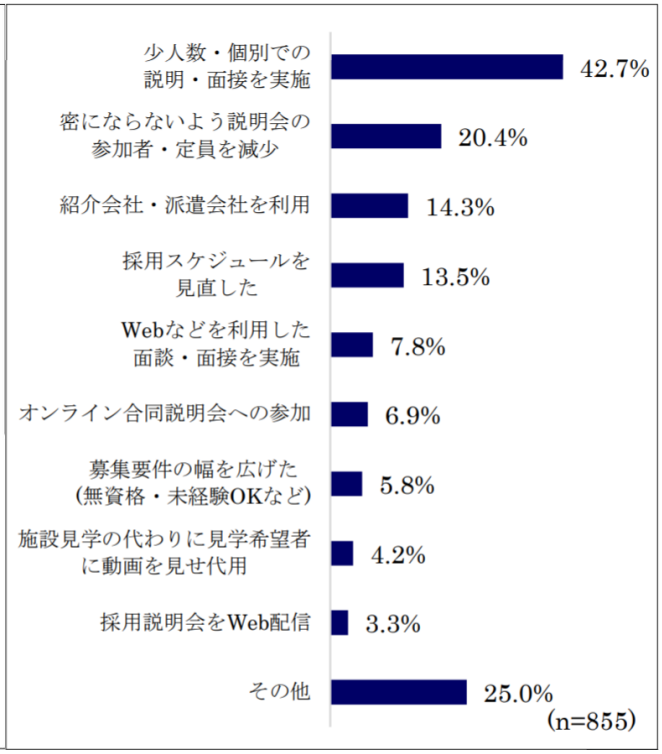

資料:2021.02.17福祉医療機構「2020年度 保育所および認定こども園の人材確保に関する調査について」から